また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記ⓐから(f)までの要件を全て満たす施工実績を有すること。経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、何れか１社が下記ⓐから(f)までの要件を全て満たす施工実績を有すること。

ⓐ　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。

(c)　最大支間長25m以上であること。

(d)　斜角が75度未満であること。

(e)　連続スパン数が７以上であること。

(f)　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

ただし、ⓐから(f)は製作から架設まで同一の橋梁で施工した実績であること。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ｲ)　特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した鋼橋上部工新設工事で、上記②ⓐ、(b)、(c)、(f)の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

ただし、ⓐ、(b)、(c)、(f)は製作から架設まで同一の橋梁で施工した経験であること。

また、工場製作における配置予定の技術者と架設工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作の施工経験を、架設工事における配置予定技術者は架設工事の施工経験を有する者であること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（詳細は入札説明書参照。）。

(3)　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記５(1)へアクセスして入手するものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６(1)①の認定（同６(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６(1)①の認定を受けていない構成員が同６(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６(1)①の認定又は同６(1)①の一般競争参加資格がないとの認定（同６(1)①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道６号　鮫川大橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

岩国飛行場（H23）駐機場(D)舗装その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成23年６月１日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　辰己　昌良

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

1　工事名　岩国飛行場（H23）駐機場(D)舗装その他工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　山口県岩国市

3　工事概要

ア　工事

【土木工事】

・造成工事　約50,000㎡

・コンクリート舗装（駐機場）工事　約43,000㎡

・駐機場灯火管路工事　一式

・取付誘導路工事　一式

・洗機施設工事　一式

・詳細図等作成業務（取付誘導路　約100m）　一式

洗機施設

【建築工事】

・ポンプ室新設　ＲＣ造地下１階建て　延面積約140㎡×１棟

・詳細図等作成業務（ポンプ室）一式

【電気工事】

・ポンプ室新設　ＲＣ造地下１階建て　延床面積約140㎡×１棟

上記新設工事の付帯電気工事　一式

・詳細図等作成業務（ポンプ室）一式

【機械工事】

・ポンプ室新設　ＲＣ造地下１階建て　延床面積約140㎡×１棟

上記新設工事の付帯機械工事　一式

・詳細図等作成業務（ポンプ室）一式

4　工期　平成25年３月15日まで

ただし、洗機施設及び取付誘導路は、平成24年11月30日までとする。

5　競争参加資格審査申請書の交付

(1)　交付期間　平成23年６月１日から同年７月26日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2)　交付場所　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233

(3)　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

(1)　提出期間　平成23年６月１日から同年６月21日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

なお、平成23年６月21日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時。

(2)　提出場所　上記５(2)に同じ。